

2020年4月1日

お客さま各位

株式会社千葉興業銀行

公共債・投資信託の各種規定改定および規定小冊子の交付終了のお知らせ

平素は格段のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

株式会社千葉興業銀行は、2020年4月に施行される民法改正を踏まえ、掲題の規定について2020年4月1日（水）より改定いたします。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

また、改定後の規定は当行ホームページに掲載いたします。つきましては、誠に勝手ではございますが、改定日以降、当行窓口での規定小冊子の交付を終了いたします。何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。なお、印刷した規定の交付をご希望の方は、当行窓口までお申し付けください。

1. 主な改定事項

- ・規定の変更に関する条項の内容変更

2. 適用開始日

2020年4月1日（水）

3. 改定する規定

(1) 公共債

- ・保護預り規定
- ・振替決済口座管理規定
- ・特定口座規定

(2) 投資信託

- ・投資信託総合取引規程

4. 改定部分新旧対比表

保護預り規定 兼 振替決済口座管理規定（国債証券等）

※他の規定についても同様の改定を行います

改定後	改定前
<p>第25条（規定の変更）</p> <p><u>この規定は、法令の変更またはその他必要な事由が生じたときに変更することがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容ならびにその効力の発生時期は、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法により周知します。</u></p>	<p>第25条（規定の変更）</p> <p>この規程は、法令の変更その他必要な事由が生じたときに変更することがあります。</p> <p>なお、変更の内容が、お客さまの従来の権利を制限し、又はお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、規程の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>2 前項の通知は、変更の影響が軽微であると判断される場合には、当行ホームページへの掲載によって代えることがあります。</p>

以上